

事業系ごみ（住宅兼店舗/民泊事業等）の出し方にご協力ください。

（石垣市ごみ出しの手引き P12 参照）

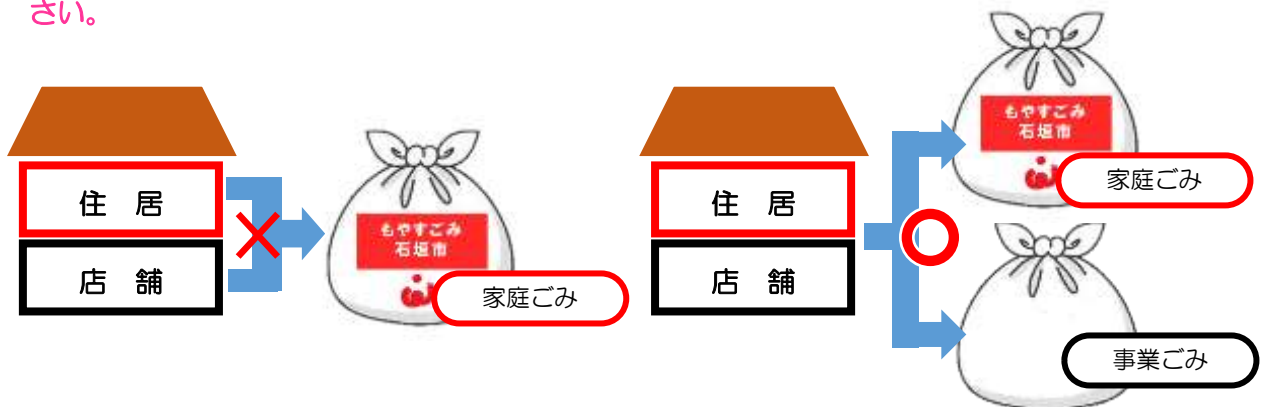
住宅兼店舗（事務所等）のごみ処理について

住居に店舗（事務所等）が併設している場合でも、事業活動に伴って出されるごみと家庭生活で出されるごみを明確に区別しなければなりません。

店舗（事務所等）から出るごみは、事業系ごみですので、家庭ごみと混ぜて出してはいけません。

店舗（事業所等）から出るごみは、家庭ごみとして収集しませんので、事業者は、市の許可を受けた業者に依頼して処理するか、市の処理施設に自ら搬入してください。

※分別していないものは、市の処理施設で受入れできませんので、必ず「分別」してください。



住宅宿泊（民泊）のごみ処理について

住宅宿泊事業で発生したごみは、事業形態・活動の規模に関わらず、事業活動に伴い生じるごみとして自らの責任において適正に処理しなければなりません。

民泊事業から出るごみは、宿泊客の出したごみを含め家庭ごみとして出してはいけません。

また、家庭ごみとして収集もしませんので、住宅宿泊事業者は、市の許可を受けた業者に依頼して処理するほか、市の処理施設へ自ら搬入してください。

※分別していないものは、市の処理施設で受入れできませんので、必ず「分別」してください。

事業ごみが家庭ごみと混ぜて出されている場合は、分別指導シールを貼り付けて収集いたしません。
「石垣市ごみ出しの手引き」を参照し、適切なごみ出しにご理解とご協力をお願いします。